

事 務 連 絡
令和元年 12 月 27 日

各 都道府県 障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係

行動援護従業者養成研修等のカリキュラムの見直しについて

障害保健福祉行政の推進につきまして、日頃より御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、行動援護従業者養成研修及び重度訪問介護従業者養成研修カリキュラムについては、令和元年9月5日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉サービス係・訪問サービス係事務連絡「強度行動障害支援者養成研修及び行動援護従業者養成研修等のカリキュラムの見直しについて」において、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）を改正予定であることを連絡しましたが、本日、改正後の告示が官報に掲載されましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、改正後の告示に基づくカリキュラムの施行時期は令和2年4月1日を予定していますが、周知期間を確保する観点等から、令和3年3月31日まで改正前の告示に基づくカリキュラムによる研修を実施しても差し支えない取り扱いとする経過措置を設けています。

つきましては、都道府県におかれては、貴管内市町村、関係団体、関係機関等に周知をお願いいたします。

○お問い合わせ先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課訪問サービス係
TEL : 03-5253-1111 (内 3092)
MAIL : houmon@mhlw.go.jp